令和　　年　　月　　日

社会福祉法人周陽福祉会

「指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（山口県指定 第 3570600233 号）

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者 1
２．事業所の概要 2
３．職員の配置状況 3
４．当事業所が提供するサービスと利用料金 4
５．事故発生の防止及び発生時の対応 8
６．虐待防止に関する事項 9
７．身体拘束 9
８．施設内の禁止行為 9
９．災害、非常時への対応 10
１０．苦情の受付について 10

１．事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　周陽福祉会
（２）法人所在地　　山口県防府市岸津二丁目 24 番 20 号
（３）電話番号　　0835-24-0511
（４）代表者氏名　　理事長 山本　一成
（５）設立年月　　昭和 56 年 4 月 1 日

２．事業所の概要

（１） 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 4 月 1 日指定　山口県 3570600233 号
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定
（平成 20 年 4 月 1 日指定更新）
※当事業所は特別養護老人ホーム岸津苑に併設されています。

（２） 事業所の目的

要介護状態又は要支援状態にある要介護者等に対し、適正な短期入所生活介護を提供する。

（３）事業所の名称　特別養護老人ホーム岸津苑

（４）事業所の所在地　山口県防府市岸津二丁目 24 番 20 号

（５）電話番号　0835-24-0511

（６）事業所長（管理者）氏名　山本　治

（７）当事業所の運営方針

要介護者等の痴呆状況等心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、日常生活に必要な援助を適切に行う。提供するサービス及び機能訓練等の目標を設定し、計画的に行う。地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

（８）開設年月　昭和 56 年 4 月 1 日

（９）営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金　午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

（10）利用定員　8 名

（11）通常の事業実施地域　防府市全域

（12）居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）（※各事業所における居室の決定方法を説明）

居室・設備の種類	数　量	備　考
個室（1 人部屋）	11 室	従来型個室
南４人部屋	4 室	多床室
２人部屋	1 室	多床室
３人部屋	1 室	多床室
４人部屋	14 室	多床室
静養室	2 室	
合　　計	**33 室**	
食　　堂	1 室	
機能訓練室	1 室	【主な設置機器】歩行訓練用階段、移動式平行棒
一般浴室	2 室	個浴槽（個浴）
一般浴室	1 室	ユニット浴槽
機械浴室	1 室	特殊浴槽　2 台
医務室	1 室	
洗面所	30 箇所	個室全室
便　所	8 箇所	個室全室
デイルーム	3 箇所	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
１．事業所長（管理者）	１名	１名
２．介護職員	35 名	27 名
３．生活相談員	１名	１名
４．看護職員	4.7 名	３名
５．機能訓練指導員	看護職員兼務	看護職員兼務
６．介護支援専門員	１名	１名

7．医師	0.1 名	必要数
8．管理栄養士	2 名	1 名
9．事務職員	4 名	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤　務　体　制
1．事務職員、生活相談員	月～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
2．医師	毎週木曜日・金曜日通常午後 3 時～3 時 30 分 ※祝祭日・年末年始を除く
3．介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：午前 7 時 00 分～午後 4 時 00 分 日中：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 遅出：午前 10 時 30 分～午後 7 時 30 分 夜勤：午後 4 時～翌日午前 9 時
4．看護職員・機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 午前 9 時 30 分～午後 6 時 30 分

4．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

（1）利用料金が介護保険から給付される場合
（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き 9 割(負担割合 1 割)、8 割(負担割合 2 割）、7 割(負担割合 3 割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。
・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間）　朝食：午前 8 時～、昼食：午後 12 時～、夕食：午後 17 時 15 分～

②入浴・清拭

・入浴日：月、火、水、木、金、土

・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
・清拭は、入浴日に入浴されない方をタオル等で体をお拭きします。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・看護職員等の機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。その場合の利用料金は片道につき 1,840 円（自己負担 184 円)。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、体調を見ながらできるかぎり離床に配慮します。
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
・週 1 回シーツ交換を行います。
・必要に応じて衣類の洗濯を行います。
・ご利用者及びそのご家族等からの介護相談に応じます。

<サービス利用料金（1日あたり)>（契約書第 7 条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と滞在費と食費をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

＊多床室

1．ご利用者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 6,030 円	要介護度 2 6,720 円	要介護度 3 7,450 円	要介護度 4 8,150 円	要介護度 5 8,840 円
2．うち、介護保険から給付される金額	1 割 2 割 3 割	5,427 円 4,824 円 4,221 円	6,048 円 5,376 円 4,704 円	6,705 円 5,960 円 5,215 円	7,335 円 6,520 円 5,705 円	7,956 円 7,072 円 6,188 円
3．サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1 割 2 割 3 割	603 円 1,206 円 1,809 円	672 円 1,344 円 2,016 円	745 円 1,490 円 2,235 円	815 円 1,630 円 2,445 円	884 円 1,768 円 2,652 円
4・居室に係る標準自己負担額	920 円（多床室）					
5．サービス利用に係る自己負担額（3＋4）	1 割 2 割 3 割	1,458 円 2.061 円 2,664 円	1,527 円 2,199 円 2,871 円	1,600 円 2.345 円 3,120 円	1,670 円 2,485 円 3,300 円	1,769 円 2,623 円 3,507 円

＊加算料金　　・夜勤職員配置加算　　Ⅰ　　１３円

・サービス提供体制強化加算　Ⅱ　　１８円

・介護職員等処遇改善加算　　Ⅰ　月の総単位数×176／1000

1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金		要支援１ 4,460 円	要支援２ 5,550 円
２．うち、介護保険から給付される金額	1 割 2 割 3 割	4,014 円 3,568 円 3,122 円	4,995 円 4,440 円 3,885 円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	1 割 2 割 3 割	446 円 892 円 1,338 円	555 円 1,110 円 1,665 円
４・居室に係る標準自己負担額		920 円（多床室）	
5.サービス利用に係る自己負担額（３＋４）	1 割 2 割 3 割	1,301 円 1,747 円 2,193 円	1,410 円 1,965 円 2,520 円

＊加算料金　　・サービス提供体制強化加算　Ⅱ　　１８円

・介護職員等処遇改善加算　　Ⅰ　月の総単位数×176／1000

☆　ご利用者様の状態やご家族の事情により、緊急短期受入加算 90 単位／日、7 日(やむを得ない事情がある場合は 14 日)を限度とし加算させていただきます。

☆　長期間の利用者(自費利用などを挟み実質連続 30 日を超える利用者)については所定単位数から△30 単位／日減算させていただきます。

☆　ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆　居室に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆　短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条 、第７条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の材料の提供（食材料費）

ご利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：朝食３７０円、昼食６００円、夕食６８０円

☆ 食費に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

②美容

［美容サービス］

月１回、美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）をご利用いただけます。利用料金：１回あたり実費（パーマご利用の場合は別途実費）

③ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｸﾗﾌﾞ活動

ご利用者の希望によりﾚｸﾘｴｰｼｮﾝやｸﾗﾌﾞ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

＜例＞

i) 主なレクリエーション行事予定

月	行事	備考	月	行事	備考
１月	初詣		7 月	七夕	
2 月	苑外散歩	買い物	8 月	地域交流夏祭り	
3 月	ひなまつり		9 月	敬老祝賀会	
4 月	花見		10 月	演芸	
5 月	苑外散歩	買い物	11 月	ギター演奏会	
6 月	苑外散歩	市内めぐり	12 月	クリスマス忘年会	

ii)クラブ活動

書道、生花、絵画（材料代等の実費をいただきます。）

④複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1 枚につき 10 円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用（実費）を負担いただきます。

なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．口座引落　　(引き落とし手数料は、当施設の負担になります)
イ．窓口での現金支払
ウ．下記指定口座への振り込み
　　山口銀行　　防府支店　普通預金 583668
　　名義人　　社会福祉法人周陽福祉会　特別養護老人ホーム岸津苑
　　理事長　山本一成

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第８条参照）

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

○サービスの実施日（利用予定日）の前日までに申し出がなく、当日になって利用を中止された場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 100% （自己負担相当額）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

５．事故発生の防止及び発生時の対応

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

６．　虐待防止に関する事項

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

虐待防止のための指針を整備する。

虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

７．身体拘束

施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。

身体的拘束等の適正化のため指針を整備する。

介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

８．施設内禁止行為

入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益の為に他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

指定した場所以外で火気を用いること。

施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

９．災害、非常時への対応

施設は、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及び入所者が参加する訓練を定期的に実施するものとする。

入所者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。

１０．苦情の受付について（契約書第 21 条参照）＊

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

［介護支援専門員］　徳本　直人

○電　　話　　0835-24-0511

○受付時間　　毎週月曜日～金曜日

午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

防府市役所 介護保険担当課	所 在 地　防府市寿町 7-1 電話番号　0835-25-2367 受付時間　午前 8：30～午後 5：00
国民健康保険団体連合会	所 在 地　山口市朝田 1980 番地 7 電話番号　083-995-1010 受付時間　午前 9：00～午後 5：00

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護）特別養護老人ホーム岸津苑

説明者職名　　介護支援専門員　　氏名　　徳本　　直人

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

私は、利用者本人が（　　）のために署名できないため署名を代行しました。

署名代行者住所

氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

１．事業所の概要

（１）建物の構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上１階

（２）建物の延べ床面積　3,462.99 ㎡

（３）併設事業（平成 20 年 4 月 1 日指定更新）

[介護老人福祉施設]　平成 12 年 4 月 1 日指定　山口県 3570600233 号　　定員 80 名

[通所介護]　　平成 12 年 4 月 1 日指定　山口県 3570600175 号　　定員 30 名

[訪問介護]　　平成 12 年 4 月 1 日指定　山口県 3570600183 号

[居宅介護支援事業]　平成 12 年 4 月 1 日指定　山口県 3570600043 号

２．職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。３名のご利用者に対して１名の介護職員を配置しています。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。１名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。４名の看護職員を配置しています。

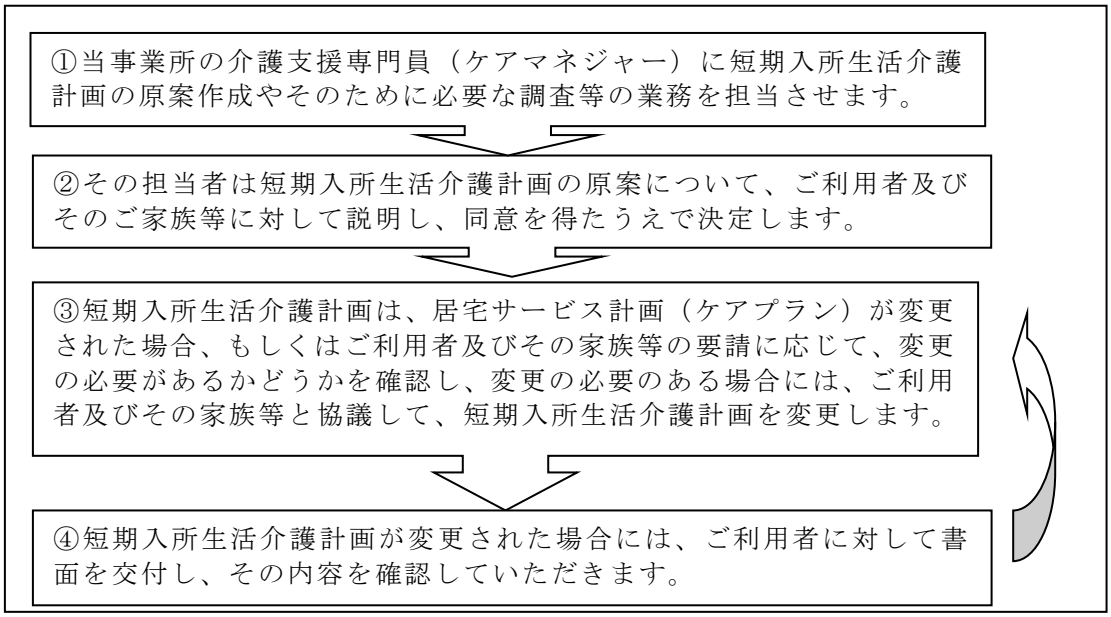
機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。看護職員が兼務しています。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。１名の介護支援専門員を配置しています。

医　師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。１名の医師を配置しています。

３．契約締結からサービス提供までの流れ

（１）　ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第 3 条参照）



４．サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全･確保に配慮します。
②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する秘密を正当な理由なく、漏洩しません。（守秘義務）
ただし、他の居宅介護支援事業者等との連携を図ることがご利用者の自立支援上有益と認められる場合、その他正当な理由がある場合は、ご利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。また、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

５．サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
ペット等の動物

（２）施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
○当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

（４）サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、必要に応じてご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	三田尻病院
院長名	豊田　秀二
医師	山本　一成
所在地	防府市お茶屋町 3 番 27 号
電話番号	0835-22-1110
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、眼科、歯科、泌尿器科、アレルギー科、放射線科
入院設備	あり

６．損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

７．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 16 条参照）

①ご利用者が死亡した場合
②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
②ご利用者が入院された場合
③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン)」が変更された場合
④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
⑦他のご利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。